

10月6日は 事務の日

2010年（平成22年）岐阜県教育委員会は学校事務職員の「標準的職務内容」が通知された10月6日を「事務の日」と位置付けました。

事務の日とは

- ◆事務職員自身が「事務をつかさどる」職員として日々の職務に責任をもって主体的に担っているか振り返る日
- ◆学校事務職員の職務の重要性を校内で再確認する日

学校事務職員とは

学校教育法第37条により、学校に事務職員を置かなければいけないことが定められています。2017年の法改正により、事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に変更されました。学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職として主体的・積極的な学校運営への参画が求められるようになりました。

岐阜県がめざす学校事務職員像

※「岐阜県市町村（組合）立小中学校等事務職員のキャリアステージにおける育成指標」（岐阜県教育委員会教職員課）より

学校の教育ビジョンの実現に向けてマネジメント力を有し、主体的に校務運営に参画する事務職員

子どもの姿で学校を語り、教職員や地域とともに学びの環境を協創する事務職員

実務能力や政策形成・立案能力など、教育行政職員としての専門性を有する事務職員

事務職員の標準的職務内容

※「市町村立小中学校等事務職員の標準的職務内容」（岐阜県教育委員会教職員課）より

1. 校務運営に関する内容

- ・学校の組織運営に関すること
- ・教育活動に関すること
- ・学校評価に関すること

- ・保護者、地域住民、関係機関等との連携及び協力の推進に関すること
- ・危機管理に関すること
- ・情報管理に関すること

2. 一般的な事務に関する内容に関する内容

- ・就学支援に関すること
- ・学籍に関すること
- ・教科書に関すること
- ・調査統計に関すること
- ・文書管理に関すること

- ・教職員の任免、福利厚生に関すること
- ・予算経理に関すること
- ・施設・設備及び教具に関すること
- ・事務全般に関すること
- ・校長が必要と認めること

岐阜県小中学校教育研究会 事務職員部会 研究テーマ

子どもたちの豊かな育ちを実現する学校事務

教職員の
“ええ顔”づくり

組織を活性化する学校事務

子どもたちの
“ええ顔”づくり

学びの環境を整備する学校事務

地域の
“ええ顔”づくり

学校・家庭・地域をつなぐ学校事務

